

第4章 基本理念と施策目標

1 基本理念

アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現

前計画では、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図ることを目的として、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する市民の理解を深め、その伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の生活環境の整備を図るため、様々な施策を推進してきました。

アイヌ施策推進法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを、その目的としています。そして、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統や多様な民族の共生、多様な文化の発展について、国民の理解を深めることを旨として、アイヌ施策の推進を図ることなどを、その基本理念としています。

さらに、同法では、その基本理念に沿ってアイヌ施策を策定し、実施することを地方公共団体の責務の一つとして規定しています。その責務を果たしていくため、本計画を策定し、本市のアイヌ施策を総合的かつ計画的に推進するための基礎を構築した上で、各施策の展開を通じ、引き続き同法の目的として示された「アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現」を図る必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念は、前計画の目的を引き継いで「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」と定め、アイヌ施策推進法の基本理念などを踏まえながら、アイヌ施策のさらなる推進に取り組みます。

2 施策目標

アイヌ施策推進法に基づき、令和元年（2019年）9月、政府はアイヌ施策の基本方針として「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を定めました。

この基本方針は、アイヌ施策の実施に当たり、アイヌ民族が抱える課題の解決を図るためには、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興などを含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、また、未来志向で施策を継続的に推進することが重要としています。

本計画では、これまでに整理した課題のほか、アイヌ施策推進法や政府が定めた基本方針などを踏まえながら、前述の基本理念の実現に向けて、次の5つの施策目標を定め、各施策を展開していきます。

(1) アイヌ文化の保存・継承・振興

アイヌ民族は、アイヌ語を始めとして、長きにわたり独自の文化を築いてきました。しかし、本計画の第2章で概観したとおり、過去の同化政策の影響などにより、アイヌ文化は存続の危機にさらされてきました。こうした背景を基に、アイヌ施策推進法は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講じるよう努めることを、地方公共団体の責務の一つとして規定しています。

現在、アイヌ民族の間で、伝統文化を継承する機会が希少なものとなっており、その文化を継承するための機会を確保し、その担い手となる人材を育成することが課題とされています。また、こうした課題に取り組むに当たっては、アイヌ民族の中でも、伝統文化の継承について多様な考え方があることに、配慮が必要となります。

これまで受け継がれてきたアイヌ文化を保存し、次の世代へ継承していくことは、アイヌ施策の基礎と言えます。本計画の基本理念の実現に向け、アイヌ民族がこれまで築いてきた伝統文化の歴史的意義と、アイヌ民族の自発的意思の双方を尊重しながら、アイヌ文化の保存や継承、さらなる振興に取り組めます。

(2) アイヌ民族に関する理解の促進

本計画の第2章では、日本が近代化する過程の中で、アイヌ民族が、和人から過酷な労働を強いられ、差別の対象とされてきた歴史を概観しました。平成20年(2008年)6月、国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」は、こうした歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない、としました。

北海道大学アイヌ・先住民研究センターが、平成20年(2008年)から4年間にわたり実施した調査結果である「北海道アイヌ民族生活実態調査報告」は、アイヌ民族への差別は、学校生活、結婚、就職・職場の場面で生じやすく、とりわけ小中学校でのいじめは、アイヌ民族の普遍的な経験となっている、としました。また、平成29年(2017年)に北海道が実施した「北海道アイヌ生活実態調査」は、現在もアイヌ民族へのいわれのない差別があるということが結果に表れている、としました。

前計画では、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する啓発活動の実施や、児童・生徒の学習機会の確保などに取り組んできましたが、前述のような状況や意見交換会の実施結果などを考慮すると、今後もこうした取組の継続的な実施が必要です。

本計画の基本理念を実現するに当たり、アイヌ民族が歴史上置かれてきた立場などについて、幅広く、持続的に理解を得ていくことが不可欠です。今後も、様々な機会を通じた啓発活動や学習機会の確保などを通じ、アイヌ民族に関する理解の促進を図ります。

(3) 体験・交流の促進

札幌市まちづくり戦略ビジョン〈ビジョン編〉は、まちづくりの7つの分野の内、「地域」分野の基本目標の一つとして、「共生と交流により人と人がつながるまち」の実現を挙げています。そして、多文化共生の意識を醸成し、様々な国籍や民族の人々が、互いの文化的な違いを認め合い、地域の一員として生活するまちの姿を実現することとしています。

本市では、こうした趣旨を実現するため、平成15年（2003年）に設置した札幌市アイヌ文化交流センターを拠点施設として、アイヌ民族の伝統文化に関する様々な体験・交流事業を実施してきました。しかし、先の市民意識調査では、回答者となった市民のおよそ6割が「（同センターを）知らなかった」と回答しました。アイヌ文化の体験・交流の拠点として、同センターのさらなる利活用に向け、情報発信や体験・交流の機会を創出するイベントの開催などに取り組んでいく必要があります。

アイヌ関連団体との意見交換会で、「アイヌ文化を体験する機会があれば、アイヌ民族に関するイメージも変わってくるのではないか」とする意見があったように、アイヌ文化の体験や交流を促進することは、多文化共生のまちづくりの基礎を成すものと言えます。

本計画の基本理念の実現に向け、札幌市アイヌ文化交流センターの魅力の創出に取り組むとともに、こうした環境を活用した体験・交流の促進を図ります。

(4) 産業等の振興

アイヌ施策推進法に基づき、政府が定めた「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」では、今後推進していくアイヌ施策の方向性として、産業振興などの視点が取り入れられました。そして、民族共生象徴空間の開業を契機として、現在、アイヌ文化は、特に産業や観光に関する観点から、これまで以上に注目を集めています。

先の意見交換会では、札幌からアイヌ文化を発信する拠点、アイヌ文化と市民や観光客を結ぶ場として、アイヌ文化を表現した作品を紹介する、アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置を期待する意見がありました。

一方、アイヌ民芸品作家は、作品の制作を通じてアイヌ民族の伝統を正しく表現するため、その品質を守ることを大切にしています。産業の観点からは、製品の安定供給のため、量産体制を確保することなども必要である一方、こうした作り手の思いに十分に配慮し、その両立の下に販売体制を構築することが必要です。

本計画の基本理念の実現に向け、こうした様々な視点を考慮した上で、産業などの観点からも、アイヌ文化の振興に取り組めます。

(5) 生活関連施策の推進

北海道は、昭和49年度（1974年度）からこれまで、4次にわたる「北海道ウタリ福祉対策」や、3次にわたる「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、アイヌ

民族の生活向上に関する施策を推進してきました。そして、令和3年度（2021年度）からは、「北海道アイヌ政策推進方策」（令和3年（2021年）3月策定予定）に基づき、アイヌ民族の生活の向上などに関する施策が進められます。

本市では、アイヌ民族の生活の安定・向上のため、昭和52年（1977年）から住宅新築資金等の貸付事業を開始したほか、昭和53年（1978年）には、札幌市生活館²¹を設置するとともに、アイヌ生活相談員^{※18}を配置するなど、アイヌ民族の生活支援に取り組んできました。本計画の基本理念の実現に当たり、国や北海道による施策の展開を見極めながら、引き続きこうした生活関連施策の推進に取り組めます。

併せて、将来にわたってアイヌ民族の伝統文化を継承していくに当たり、幅広い世代のアイヌ民族が集い、伝統文化を継承するための場の確保が望まれていることから、今後は伝統文化の継承という視点も取り入れながら、生活関連施策に取り組めます。

なお、第3章で整理した課題は、以下の各施策目標の達成に向けた取組を通じ、検討や具体化などを進めていきます。

第3章に掲載した課題	関連する施策目標
【課題1】 伝統文化の継承を担う人材の育成に関すること	【施策目標1】 アイヌ文化の保存・継承・振興
【課題2】 アイヌ民族への理解の促進に関すること	【施策目標2】 アイヌ民族に関する理解の促進
【課題3】 札幌市アイヌ文化交流センターの利用環境の充実に関すること	【施策目標3】 体験・交流の促進
【課題4】 アイヌ民芸品の販売場所の設置に関すること	【施策目標4】 産業等の振興
【課題5】 アイヌ民族の交流・継承の場の確保に関すること	【施策目標5】 生活関連施策の推進

21 【札幌市生活館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。平成15年（2003年）からは、札幌市アイヌ文化交流センターを、札幌市生活館として位置付けている。

※18 【アイヌ生活相談員】アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族の各種生活相談業務を行う職員。

■本計画と「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連性




平成 27 年（2015 年）9 月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すため、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを定めました。

政府は、平成 28 年（2016 年）5 月、SDGs の実施に向けた国内の基盤整備として「SDGs 推進本部」を設置し、同年 12 月に「SDGs 実施指針」を決定しました。

この指針は、地方自治体の役割の一つとして、様々な計画に SDGs の要素を反映することなど、積極的な取組により、広く SDGs を浸透させることを挙げました。

本計画では、以下の関連施策の推進を通じ、SDGs に定める目標（ゴール）の達成に寄与していきます。



SDGs 関連目標		関連施策（※）
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>	<p>施策目標 2－推進施策 2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p>	<p>施策目標 4－推進施策 1 アイヌ文化のブランド化の推進</p> <p>施策目標 4－推進施策 2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>	<p>施策目標 2－推進施策 1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進</p> <p>施策目標 3－推進施策 2 アイヌ文化の体験・交流の機会創出</p>

※ 関連施策として掲載した推進施策については、第 5 章で取り上げます。